

令和6年5月21日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 高 井 康 之
(公印省略)

令和6年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料の届出について

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料の届出についてお知らせいたします。

ベースアップ評価料については、

- ①患者さんのご協力（負担）で職員の給料のベースアップが行われること、
 - ②これまで自院で賄っていた基本給等の引き上げに要する経費を削減する目的もあること、
 - ③算定しない医療機関が多数ある場合、財務省は多数の医療機関が算定しないことを理由に、次回診療報酬改定での不利な条件を突き付けてくることが予想されること、
- が想定されますので、医療従事者が勤務されている医療機関は、医療人材を確保するためにも、できる限り算定していただきますようお願いいたします。

ベースアップ評価料の概要は以下のとおりです。

○ベースアップ評価料は、医療従事者（医師、専ら事務作業を行う者は除く）の賃金の改善を行うために評価されたものです。ベースアップ評価料の収入は全て賃金改善に当てる必要があります。

- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）は対象職員（常勤換算）数が「0」以上、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）は原則2以上に該当する場合があります。
- ・令和6年度の基本給等を令和5年度と比較して2.5%引き上げ、令和7年度に4.5%引き上げた場合、40歳未満の勤務医並びに事務職員等の賃金の改善を実績に含めることができます。
- ・ベースアップとは、「賃金表等の改定等による賃金水準の引上げ」「給与規程や雇用契約に定める基本給の引上げ」又は「毎月支払われる手当の増額・新設」を行うことです。
ベースアップ評価料については、賞与、退職金に影響する基本給として増額するよりも、毎月支払われる「ベースアップ手当」を新設することが望ましいと考えます。2.5%の引き上げは目標であり、自院の初・再診料の算定回数にあわせて賃上げ計画を作成する必要があります。

○ベースアップ評価料については、届出が必要です。

- ・令和6年6月3日までに「届出様式」と合わせて「賃金改善計画書」を近畿厚生局に提出します。ただし、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」のみを届出する場合、6月21日までに届出を受理した場合は、6月1日から算定できます。（令和6年5月20付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）

○ベースアップ評価料の「届出書」および「賃金改善計画書」については、近畿厚生局のホームページに掲載されておりますので、つぎの URL よりご確認ください。

・ ベースアップ評価料の届出について

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shinryohoshuh04_00011.html

・ 別添 2 及び様式 95～98（エクセル）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/000336353.xlsx

○ベースアップ評価料算定のための計算支援ツールを用いて、対象職員の給与総額（直近の 1 年）、初・再診料・訪問診療料の算定回数（1～3 ヶ月程度の過去の実績）を入力して、ベースアップ評価料の届出に必要な数値を試算することも可能です。

・ 厚生労働省のホームページに掲載されている「ベースアップ評価料計算支援ツール」
（https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212500_00248.html）

○計画書（（診療所）賃金改善計画書）については、評価料の収入（算定金額）の見込み（計算シートから自動入力）、賃金改善実施見込み（賃上げの予定総額）、賃金引上げを行う方法（就業規則、賃金規程などを選択）を記載します。

○給与総額は、「基本給」、「決まって毎月支払われる手当」（調整手当、役職手当、資格手当、住居手当、家族手当、通勤手当、その他毎月支払われる手当）、「賞与」、「額が決まっていない手当」（超過勤務手当、夜勤手当、深夜割増手当、休日勤務割増手当、交代勤務手当、呼出手当、その他都度支払われる手当）などです。

- ・ 基本給等は、「基本給」と「決まって毎月支払われる手当」（調整手当、住居手当、役職手当、家族手当、資格手当、通勤手当、その他毎月支払われる手当）です。
- ・ 法定福利費の事業主負担分は、「基本給等」「賞与」および「決まって毎月支払われる手当以外の手当て」の合計額の 16.5% として計上できます。
- ・ ベースアップによる賃金改善分は、「賞与」や「法定福利費の事業主負担分」も含めて計画する必要があります。

○外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）は、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）により算定される点数の見込みの 10 倍が、対象職員の給与総額の 1.2%未満の場合に届出を行います。

○外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）については、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の施設基準に係る届出」（別添 2 の様式 95）および「賃金改善計画書」を新規届出時及び毎年 4 月に作成し、新規届出時及び毎年 6 月（令和 6 年度改定時に **6 月 1 日から算定する場合は 6 月 21 日まで**）に、近畿厚生局に届け出を行います。また、毎年 8 月に、「賃金改善実績報告書」（別添 2 の様式 98）を近畿厚生局に報告します。

○外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)については、「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の施設基準に係る届出」(別添2の様式96)および「賃金改善計画書」を、新規届出時及び毎年4月に作成し、新規届出時及び毎年6月(令和6年度改定時に**6月1日から算定する場合は6月3日まで**)に、近畿厚生局に届け出を行います。また、毎年8月に、「賃金改善実績報告書」(別添2の様式98)を近畿厚生局に報告します。

○外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)は、毎年3、6、9、12月に新たに算出を行い、区分に変更がある場合は算出を行った月内に近畿厚生局に届出を行った上で、翌月(毎年4、7、10、1月)から変更後の区分に基づく点数を算定します。ただし、前回届け出た時点と比較して、12か月の「対象職員の給与総額」並びに3か月の「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される点数の見込み」、「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の算定回数の見込み」及び【B】のいずれの変化も1割以内である場合においては、区分の変更を行わないものとします。

$$\begin{aligned} & \text{〔対象職員の給与総額} \times 1 \text{分2厘} - (\text{外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)}) \times 10 \text{円〕} \\ \text{【B】} = & \frac{\text{〔(外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)イの算定回数の見込み} \times 8 + \\ & \text{外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)ロの算定回数の見込み)} \times 10 \text{円〕}}{\end{aligned}$$

○ベースアップ評価料の届出は、以下のメールアドレス宛にエクセルファイルの届出書を提出することにより行います。なお、メールアドレスを有していない等の場合には、書面による提出も可能です。

大阪府(指導監査課)メールアドレス: baseup-hyoukaryou27@mhlw.go.jp

○厚生労働省のホームページに「ベースアップ評価料特設ページ」が掲載されておりますので、ご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



○施設基準の届出に関して、ご不明な点がございましたら、近畿厚生局 指導監査課 施設基準グループ(TEL 06-7663-7663)まで、お問い合わせくださいますようお願いいたします。

つきましては、本件につきご了知いただきますとともに、貴会会員医療機関へご周知賜りますようお願い申し上げます。